

消費者だより

今回は、みなさんの強い味方である消費生活センターについて説明します！

消費生活センターは、地方公共団体が運営する機関です。悪質商法による被害や商品・契約などのトラブルといった消費生活に関する相談を専門の相談員が受け付け、問題解決のための助言や各種情報の提供を行っています。下記に主な仕事内容をまとめてみましたので、該当がある場合はご相談下さい。※裏面の相談窓口の欄に連絡先を載せています。



～消費や契約など消費生活に関する相談への対応～

さまざまなトラブルに関する相談に対応しています！

1 商品に関する トラブル

届いた商品が壊れていた。注文した商品と内容が違う。子どもがおもちゃでけがをした。などといった商品に関する相談。

2 契約に関する トラブル

高額な商品を強引に契約させられた。家賃を急に値上げされると言われたなどの契約に関する相談。

3 借金(債務)に関する トラブル

ローンや借金があり、生活が苦しく返済に悩んでいるといった債務に関する相談。

4 悪質商法に関する トラブル

「必ずもうかる」「点検は無料だから安心ですよ」「絶対お得！」などといったセールスや強引な契約、訪問販売など悪質な商法による被害の相談。

相談前に、準備しておいてほしいことがあります。

例えば、買った商品や契約に関するトラブルの相談であれば、具体的な契約や購入などの状況(店舗か訪問販売で購入かなど)。契約日、商品名、金額、購入先、契約書の控えなどを用意しておく、相談がスムーズに進みます。



～消費生活に関する講座やセミナー～

暮らしの中で知っておきたい苦情相談の事例・身の回りの事柄などの消費生活に関する講座やセミナーが毎年開催されています。

※令和2年度の開催予定は決定していませんが、決まり次第広報等でお知らせします。



～消費生活に関する情報発信～

消費者被害の未然防止のため、消費生活に必要な知識や情報をホームページやパンフレットなどを通じて提供しています。

被害が多い悪質商法

トラブルや被害に遭ったら、悩まずに相談してください。

主な電話型悪質商法

◎アポイントメントセールス

「販売目的」を隠して電話やメール、SNSなどで呼び出して商品を売りつけます。

◎送りつけ商法

突然電話で「注文を受けた商品を送る」と連絡。断っても「解約できない」などと言い商品を送りつけて、代金を払わせます。

主なキャッチ型悪質商法

◎キャッチセールス

「アンケートです」などと声をかけ事務所へ連れて行き、高額な商品や教材などを売りつけたり、セミナーなどの勧誘をします。

◎無料商法

「今だけ無料」などとチラシなどで勧誘し、一定の無料サービスは行いますが、高額な商品を契約させてしまいます。

主な訪問型悪質商法

◎点検商法

「点検は無料です」などと安心させて、高額で unnecessaryな住宅備品(浄水器や床下換気扇など)やリフォーム代を請求してきます。

◎かたり商法

公的機関などの職員を装い相手を信用させ、「消火器」「火災警報器」などを販売する手口です。



消費生活センターなどの職員を名乗る詐欺が発生しています。

消費生活センターなどの職員を名乗り、「個人情報が出ていますので、削除します」などと電話をかけてきて、最終的にお金をだまし取る詐欺が起きています。

～相談窓口～

- 消費者問題協議会各地区世話人
- 柳井地区広域消費生活センター
☎0820-22-2125
- 田布施町役場 経済課 地域振興係
☎0820-52-5805
- 山口県消費生活センター
☎083-924-0999

一人で抱え込まず、誰かに相談することによって人が知り、被害を食い止める事ができます。なにかあれば上記の窓口等にご連絡ください。解決の手助けをします。

～食用廃油の回収～

■ 場所

- ・ 中央公民館 ・ 西田布施公民館 ・ 城南公民館
- ・ 麻里府公民館 ・ 東田布施公民館 ・ 麻郷公民館

※中央公民館の回収場所が変更になりました。

元ある場所から右のほうへ移設いたしました。

■ 回収日 令和2年3月1日

■ 方法 (お願い)

- ・ 回収日2日前から当日午前9時までに持参し、空き容器はお持ち帰りください。
- ・ 食用廃油以外は入れないでください。
- ・ ドラム缶によってフタの開け方が異なるのでご注意ください。